ı	(1)	<b>平成</b> 27 <b>年4月1</b> 日	岐	阜県	公 報	ł		号 外 ②6)
岐阜県公報号外毎週(金曜日)発行(とき						岐阜県採石法施行細則の一部を改正する規則 (商 工 政 策 課)岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則 (商 工 政 策 課)規 則	目次	<b>岐阜県公</b>
ときは翌日 /								70
)  平成二十七年四月一日	岐阜県採石法施行細則(昭和五十四年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正す岐阜県採石法施行細則の一部を改正する規則	岐阜県採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	この規則は、公布の日から施行する。	第二条第一項中「第十条に規定する」を「第十条の」に、「振興局長(振興局に置かうに改正する。 岐阜県砂利採取法施行細則(昭和四十三年岐阜県規則第百三十二号)の一部を次のよ	<b>岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則</b> 岐阜県規則第六十三号	岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	規則	号外 舜 平成二十七年四月一日